

九州大学産学官連携イノベーションプラザ規程

平成24年九大規程第132号
制定：平成25年 3月29日
最終改正：平成29年 3月31日
(平成28年度九大規程第112号)

(設置)

第1条 九州大学(以下「本学」という。)に、教育・研究及び多様な産学官連携事業を推進・実施並びに地域貢献を行う場として、九州大学産学官連携イノベーションプラザ(以下「プラザ」という。)を置く。

(入居者の要件等)

第2条 プラザに入居する者は、次に掲げる事業等を行うものとする。

(1) イノベーション創出に向けた産学官民連携推進

イ 企業ニーズの把握及び大学技術シーズとのマッチング

ロ 大学技術シーズ(特許)の発掘及び企業ニーズとのマッチング

ハ 地域ニーズの把握及び実証型共同研究へのコーディネート

ニ 競争的資金獲得に関わる情報の収集・提供及び国・公的産学官プロジェクト獲得支援

ホ 産学官研究開発及び異分野融合プロジェクト創出におけるコーディネート及び実施

ヘ 研究プロジェクトの進捗管理及び事業化支援

(2) 地域の大学・公的研究機関・自治体等の産学官民連携推進の協働

イ 地域企業等からの技術相談及び産学官連携プロジェクト創出におけるコーディネーター連携

ロ 産学官連携推進のためのマッチングイベント等開催及び大学技術シーズの展示・紹介
(所長)

第3条 プラザに所長を置き、本学の副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 所長は、プラザの業務を掌理する。

(副所長)

第4条 プラザに副所長を置き、本学の職員のうちから所長が指名する者をもって充てる。

2 副所長は、所長を助け、プラザの業務を整理する。

(プラザ委員会)

第5条 プラザの管理運営等に係る重要事項を審議するため、プラザ委員会を置く。

2 プラザ委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 所長

(2) 副所長

(3) 学術研究・産学官連携本部副本部長から委員長が指名する者 1人

(4) 研究・産学官連携推進部産学官連携推進課長

(5) その他プラザ委員会が必要と認めた者

3 プラザ委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

4 委員長は、プラザ委員会を主宰する。

(事務)

第6条 プラザの管理に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、研究・産学官連携推進部産学官連携推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、プラザの管理運営に関し必要な事項は所長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第23号)

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第121号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第104号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第112号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。